

令和元年

舞鶴市議会 6月定例会議案

第1号議案～第14号議案

令和元年 6月 3日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 1 号 議 案	専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 9 号))	1 専決書 別冊
第 2 号 議 案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第 3 号 議 案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定)	9
第 4 号 議 案	令和元年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)	別冊
第 5 号 議 案	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について	12
第 6 号 議 案	舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	22
第 7 号 議 案	舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について	24
第 8 号 議 案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	25
第 9 号 議 案	舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	29
第 10 号 議 案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	34
第 11 号 議 案	舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	36
第 12 号 議 案	工事請負契約の変更について(次期最終処分場整備工事)	37
第 13 号 議 案	市道路線の認定について	39
第 14 号 議 案	京都地方税機構規約の変更について	41

第1号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成30年度舞鶴市一般会計補正予算(第9号)(専決第1号)

令和元年6月3日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 2 号)

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 2 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 35 条の 2 の 2 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項)」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項)」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 4 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 6 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。)」に

改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第6条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第7条の2第5項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第19項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第7条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第13条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条

第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第13条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の右に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第13条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第13条第7項を同条第4項とする。

附則第13条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の 2 の 2 の改正規定並びに附則第 4 条の 4、第 6 条及び第 6 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 項から第 5 項までの規定は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 35 条の 2 の 2 並びに附則第 4 条の 4 及び第 6 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 35 条の 2 の 2 第 1 項及び附則第 6 条の 2 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 35 条の 2 の 2 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限り。)
附則第 6 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限り。)
	送付	送付又は舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年条例第 23 号)附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の舞鶴市市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

- 5 新条例附則第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一

部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。)
第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 第 2
項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者
が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第
1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資
産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例
による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税につ
いて適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第3号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定(専決第3号)

令和元年6月3日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 3 号

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「賦課期日」の右に「(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「26,340円」を「21,410円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,410円」とあるのは、「31,290円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,410円」とあるのは、「41,170円」と読み替えるものとする。

第5条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第1項中「(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第9号まで」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「支払い」を「支払」に改める。

第12条ただし書中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成31年度分以後の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第5号議案

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月3日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市市税条例の一部改正)

第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第43条の見出し中「賦課後」を「賦課額」に改める。

第51条第1項第7号中「特定非営利活動促進法」の右に「(平成10年法律第7号)」を加える。

第71条第1項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同条第2項第5号中「第1項第2号」を「前項第2号」に改める。

第90条第2項中「身体障害者福祉法」の右に「(昭和24年法律第283号)」を加える。

附則第3条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第7条の3中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は

法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第8条の前の見出し、同条、附則第8条の2、附則第9条(見出しを含む。)及び附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第13条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第14条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第19条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の右に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しく

は単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第12条の2に次の3項を加える。

2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した

金額とする。

附則第12条の2を附則第12条の2の2とし、附則第12条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第12条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第13条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の右に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)

のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第13条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規

定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第13条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、舞鶴市市税条例附則第12条の次に5条を加える改正規定(同条例

附則第12条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の右に「、当分の間」を加え、同条例附則第13条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、舞鶴市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の右に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の右に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付

して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第6項及び第7項の規定
令和元年10月1日

(2) 第2条中舞鶴市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中舞鶴市市税条例第24条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8項の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(次項及び附則第4項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 3 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき舞鶴市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定は、令和3

年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴い、自家用の軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置について定めるとともに、単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象へ追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 6 号議案

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例

舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。)」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

別表第 9(3)の項のオ中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に、「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に、「2,260,000 円」を「2,270,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は令和元年 7 月 1 日から、別表第 9 の改正規定及び次項の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 9 の規定は、同表の改正規定の施行の日以後に申

請を受けたものから適用し、同日前に申請を受けたものは、なお従前の例による。

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除規定を追加するとともに、消防事務に関する手数料の額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第7号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月3日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第35号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

工業標準化法の改正により日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、規定を整理したいので提案する。

第 8 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項ただし書中「屋外運動施設、弓道場、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設については、これらの」を削り、「それぞれ別表第 3 第 1 項、別表第 4 第 1 項、別表第 10 第 1 項及び別表第 11 第 1 項」を「赤れんが施設(赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)の企画展示室に限る。)を除き、これらの項」に改める。

第 10 条の 2 第 3 項中「別表第 3」の右に「から別表第 12 まで」を加える。

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6(第 10 条の 2 関係)

赤れんが施設利用料金

1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分			利用時間区分			
			午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)
赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記)	ホール		円	円	円	円
		平日	5,400	7,200	8,600	21,200
		土曜日 日曜日	6,500	8,700	10,400	25,600

念館)	特別会議室	祝日					
		平日	1,100	1,400	1,700	4,200	
		土曜日	1,300	1,700	2,000	5,000	
		日曜日 祝日					
赤れん が3号 棟(まい づる智 恵蔵)	企画展示室		—	—	—	5,400	
赤れん が4号 棟(赤れ んが工 房)	フリースペース1		2,300	3,000	3,600	8,900	
	フリースペース2		2,300	3,000	3,600	8,900	
	フリースペース3		2,300	3,000	3,600	8,900	
	フリースペース4		2,300	3,000	3,600	8,900	
	工房エリア		2,300	3,000	3,600	8,900	
	スタジオ1		300	400	500	1,200	
	スタジオ2		300	400	500	1,200	
	スタジオ3		300	400	500	1,200	
	工房1		600	800	1,000	2,400	
	工房2		600	800	1,000	2,400	
	工房3		600	800	1,000	2,400	
	工房4		600	800	1,000	2,400	
	赤れん が5号 棟(赤れ んがイ ェント ホール)	大型 多目 的ホ ール	全 面 利 用	平日	3,700	4,900	5,900
土曜日				4,400	5,900	7,100	17,400
日曜日							
祝日							
半 面 利 用		平日	2,100	2,800	3,400	8,300	
		土曜日 日曜日	2,400	3,200	3,800	9,400	

		祝日				
--	--	----	--	--	--	--

備考 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。

- 2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 3 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、第1項の基本額の5割相当額とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。
- 4 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

- 5 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。
- 6 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除し

て得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 第2項から前項までの規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

8 赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)のホールの冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。

別表第7中「宿泊棟」を「・宿泊棟」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条の2第3項及び別表第7の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

赤れんが施設の有効活用を図るため、利用許可により利用させる施設の見直しを行うとともに、受益者負担の適正化に係る取組に伴い、利用料金を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 9 号議案

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年条例第11号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

室牛地区地区整備 計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された舞鶴都市計 画室牛地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区 域
------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

室 牛 地 区	次の各号に掲げ る建築物以外の建 築物 (1) 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号 又は第 3 号に規定 する建築物	10 分の 20	10 分の 6	100 m ²	1m		10m		
------------------	--	-------------	------------	--------------------	----	--	-----	--	--

(2) 一戸建専用住宅(自己の居住の用に供するものに限る。)。ただし、前号に該当するものを除く。

(3) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、第9号から第12号までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が50 m²以下のもの

(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600 m²

以下のもの

(7) 診療所又は助産所

(8) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500 m²以下のもの

(9) 主として当該地区整備計画区域の周辺の地域に居住している者の日常生活のため必要な物品の加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が50 m²以下のもの

(10) 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除

く。)又は飲食店
でその用途に供
する部分の床面
積の合計が 150 m²
以下のもの

(11) 自家販売の
ために食品製造
業(食品加工業を
含む。)を営むパ
ン屋、米屋、豆腐
屋、菓子屋その他
これらに類する
ものでその用途
に供する部分の
床面積の合計が
50 m²以下のもの
(原動機を使用す
る場合にあって
は、その出力の合
計が 0.75 キロワ
ット以下のもの
に限る。)

(12) 美術品又は
工芸品を製作す
るためのアトリ
エ又は工房でそ
の用途に供する
部分の床面積の
合計が 50 m²以下
のもの(原動機を

	<p>使用する場合には、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(13) 集会所</p> <p>(14) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以下のもの</p> <p>(15) 前各号の建築物に附属するもの</p>								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市計画における室牛地区の地区計画が決定したことに伴い、同地区計画の地区整備計画区域における建築物の制限について規定したいので提案する。

第 10 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条
例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項各号列記以外の部分中「こと」の右に「とすること」を加え、同条
に次の 2 項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととするこ
とができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設
のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が
適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適
切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者
の設置する施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限
る。)
 - (2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設で
あって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の

保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第 17 条第 2 項第 4 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第 3 項
において同じ」を削る。

第 46 条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 3 項中「(第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第 4 項中「家庭的保育事業者等」の右に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、保育の提供の終了に際して引き続き教育又は保育の提供を行う連携施設に係る規定を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 11 号議案

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の右に「又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項及び第 3 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に必要な研修について、指定都市の長が実施するものを追加したいので提案する。

第 12 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

次期最終処分場整備工事

2 変更前契約金額

1, 284, 152, 400 円

3 変更後契約金額

1, 294, 812, 000 円

4 契約の相手方

りんかい日産・アトラス・水嶋工業特定建設工事共同企業体

代表者 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 229 番地 2

りんかい日産建設株式会社京都営業所

所長 藤丸 忠夫

構成員 舞鶴市字京田 63 番地

株式会社アトラス

代表取締役 水嶋 守

構成員 舞鶴市字高野由里 379 番地の 1

株式会社水嶋工業

代表取締役 水嶋 美奈子

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

次期最終処分場整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 13 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
村中 29 号線	舞鶴市字堂奥小字旭 2042 番 2 から	
	舞鶴市字堂奥小字旭 2042 番 9 まで	
大内南 8 号線	舞鶴市字倉谷小字向ノ丁 362 番 12 から	
	舞鶴市字倉谷小字向ノ丁 362 番 6 まで	

提案理由

堂奥地区ほか 1 地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

第 14 号議案

京都地方税機構規約の変更について

京都地方税機構が行う事務を追加するとともに、税制改正に伴う規定の整備を行うため、京都地方税機構規約を次のとおり変更するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

京都地方税機構規約の一部を変更する規約

京都地方税機構規約(平成 21 年 8 月 5 日総行市第 154 号総務大臣許可)の一部を次のとおり変更する。

第 4 条第 1 号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成 20 年法律第 25 号)第 10 条」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 4 号)第 8 条」に、「地方法人特別税に」を「特別法人事業税に」に改め、同条第 2 号中「自動車取得税、自動車税及び軽自動車税」を「自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割」に、「第 442 条第 2 号」を「第 442 条第 5 号」に、「同条第 4 号」を「同条第 7 号」に、「軽自動車税に係るものを除く」を「自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る」に、「及びデータ」を「、データ」に、「軽自動車税に係るものに」を「軽自動車税の種別割に係るものに」に、「並びに」を「及び」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき固定資産税のうち市町村が価格等を決定する償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等(市町村に直接提出されるものを除く。)の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務

第 5 条第 1 号中「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

別表第4項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項の次に次の1項を加える。

4 第4条第3号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		納税義務者数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の納税義務者数(免税点未満の者を除く。)を京都市を除く京都府内の市町村の納税義務者数(免税点未満の者を除く。)で除して得た数を乗じて得た額
		調定金額相当割額	経費の額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額を京都市を除く京都府内の市町村の償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額で除して得た数を乗じて得た額

別表備考に次のように加える。

- 4 第4項に規定する納税義務者数及び償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。ただし、第4条第1号及び第2号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年10月1日前に開始した事業年度(地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の13に規定する事業年度をいう。)に係る法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等(構成団体に直接提出されるものを除く。)の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。
- 3 令和元年10月1日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。
- 4 令和元年10月1日前に納税義務が発生した者に課する軽自動車税に係る申告書等の受付、調査及びデータの作成並びにこれらに関連する事務については、なお従前の例による。
- 5 この規約の施行の日から令和2年12月31日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第4条第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる広域連合の処理する事務は、同号に掲げる事務の準備行為とする。

提案理由

京都地方税機構が処理する事務に、固定資産税(償却資産に対して課するものに限る。)に係る申告書等の受付等の事務を追加するとともに、税制改正に伴う規定の整備を行うに当たり、その規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を得たいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(組織、事務及び規約の変更)

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第 2 項から第 8 項まで 略)

(議会の議決を要する協議)

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。